

地域密着型サービス事業者公募要項
(地域密着型介護老人福祉施設)

令和6年7月
平戸市福祉部長寿介護課

1 公募の趣旨

平戸市（以下「市」という。）では、「第9期平戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、地域密着型サービスの基盤整備（以下「本事業」という。）を進めています。本公募は、この計画に基づき地域密着型サービスの提供を行う事業者（指定予定事業者）を決定するために実施するものです。

2 公募する地域密着型サービス

○地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

事業の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（ユニット型） ※1ユニット10人以内であること。 ※短期入所生活介護の併設は、できません。
公募数量	1事業所（定員20名）
対象圏域	平戸北部圏域 ※土砂災害警戒区域及び浸水深1メートル以上の浸水想定区域等の土地での応募の場合、補助金の対象外となる場合がありますので、ご注意ください。
整備形態	新規整備
開設時期	令和7年度（令和8年3月末竣工）の事業として実施する。ただし、本市がやむを得ないと認めた場合は、令和8年10月末までに施設整備（建物の竣工検査）を完了すること。

3 応募要件

次の全ての要件を満たすものであること。

1	本事業を直接運営する事業者であること。
2	公募の申込日において、長崎県内で社会福祉事業又は介護保険事業を実施している社会福祉法人であること。
3	公募の申込日において、介護保険事業を3年以上運営した実績を有すること。また、過去3年間に介護保険法（平成9年法律第123号。以下同じ。）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下同じ。）に基づく行政処分を受けていないこと。
4	本事業を実施するために必要な能力、収支計画、資金計画、資産及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が確実であること。
5	介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号の欠格事項に該当しないこと。

6	平戸市暴力団排除条例（平成 24 年平戸市条例第 22 号）に基づき、応募申込者は暴力団と一切の関与がないこと。
7	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更正又は再生手続を行っている法人でないこと。
8	本事業で整備する建物は、新規に建築すること。（改築は不可とする。） また、平屋以外の場合は、エレベーターを設置すること。
9	整備する事業所は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一（六）項口の消防用設備等の基準を満たすこと。
10	建設用地については事業を安定的、継続的に実施していくために、原則施設を設置しようとする法人が所有権を有すること。（今後の取得見込みを含む。） 例外として、所有権の取得が困難な場合は、借地による用地の確保を認めるが、以下の要件を満たすこと。 ・事業存続に必要な期間の賃借権又は地上権を設定し、かつこれを登記すること。（事業存続に必要な期間の解釈については、借地借家法等により 30 年以上とするが、50 年以上の期間設定がより望ましいと判断する。） ・賃料は無償又は低廉であり、法人が長期的に安定して支払うことが可能であること。 ・契約の相手方が法人の役職員又はその親族でないこと。（無償の場合は除く。） ・用地には、設定しようとする所有権や地上権等に対抗できる権利（抵当権等）が設定されていないこと。
11	排水（生活、雨水排水）の処理や施設へのアクセス道路の利用等インフラの利用については、自治会をはじめ、農業関連団体（ため池組合等）、隣接個人などの利害関係者との調整を十分行い、同意を得ること。
12	介護保険法に基づく指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び規則、その他関係法令を遵守するとともに、関係機関の指導等に従うこと。
13	法人及び代表者が、法人税、消費税・地方消費税、所得税、県税、市町村税及び社会保険料を滞納していないこと。

4 補助金について

本事業に係る補助金は、「長崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護施設等の整備に関する事業）」を財源とする平戸市地域医療介護総合確保基金事業費補助金（仮称）として交付する予定です。また、交付額については、県内の応募状況等により変更となる可能性がありますのでご注意ください。

①介護施設等の整備に関する施設整備費

実際にかかった工事請負費及び工事事務費の範囲内で次の額を上限とします。

【補助金交付予定額】 4,880千円×20名(定員)=97,600千円

②施設開設に関する準備経費

実際にかかった設備整備、職員募集・研修・啓発経費の範囲内で次の額を上限とします。

【補助金交付予定額】 914千円×20名(定員)=18,280千円

(1) 補助対象要件（立地に関すること）

- ・整備予定地が災害レッドゾーン（平戸市ハザードマップの土砂災害特別警戒区域）や災害イエローゾーン（同土砂災害警戒区域）内の場合、原則、補助対象にはなりません。

■平戸市ハザードマップURL

<http://www.bousai.city.hirado.nagasaki.jp/approach/hazardmap.html#kikenkasho-toha>

■Web検索

「平戸市 ハザードマップ」

(2) 抵当権設定

- ・補助財産を取得するために行われる抵当権の設定は、補助金の交付申請時に、財産処分に係る承認を受ける必要があります。また、社会福祉法人が基本財産に抵当権を設定する場合は、あらかじめ法人所轄庁に基本財産処分の承認を受ける必要があります。
- ・補助事業での事業所整備において、借入金が必要な場合は、借入先として、独立行政法人福祉医療機構の融資制度の利用を検討してください。

(3) 財産処分

- ・補助金を活用した場合、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、補助金等の交付の目的やその財産の耐用年数を勘案して厚生労働大臣が定める期間を経過するまでは、厚生労働大臣等の承認を受けずに補助財産を処分することができません。また、承認後も、財産の内容によっては、補助金の返還が必要となる場合があります。

(4) 県補助金の不採択への対応

- ・財源となる県補助金が不採択となった場合については、本事業を次年度以降へ延期する場合があります。

5 スケジュール

日程	内容
R 6. 7. 2 2 (月)	地域密着型サービス事業者公募説明会
R 6. 7. 2 2 (月)～ R 6. 1 0. 1 1 (金)	事業者募集（事業所開設申込書受付期間） ※R6.9.30まで応募に関する質問を受け付けます。
R 6. 1 0 月中旬	建設予定地現地調査 プレゼンテーション事前説明会
R 6. 1 1 月中旬	応募事業者プレゼンテーション
R 6. 1 1 月下旬	選定結果通知（応募事業者へ連絡及び市ホームページにて公開）
R 7. 5 月	補助金内示（内示後説明会）、内示後に事業開始

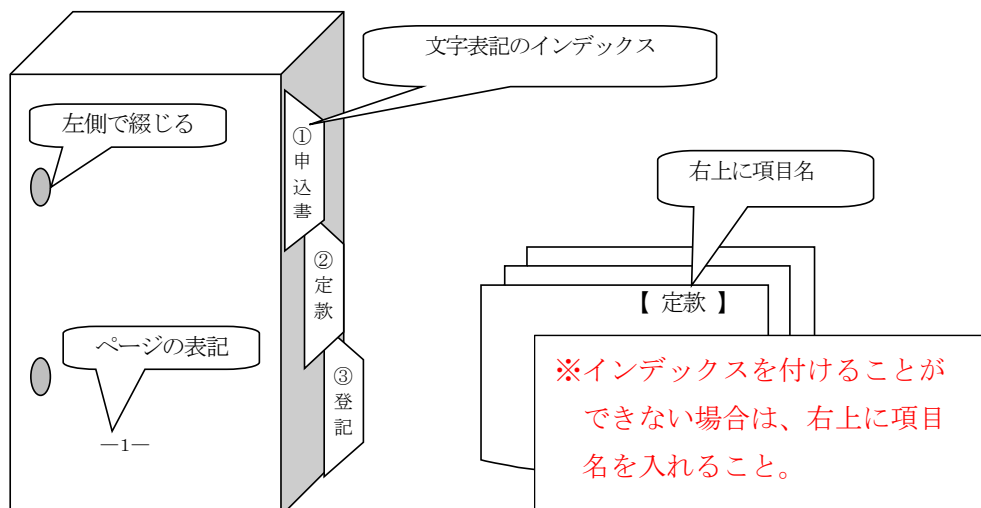
6 応募手続き

受付期間中に、事前に電話予約の上、応募書類を持参もしくは郵送（書留又は簡易書留）してください。応募書類は、受付期間経過後は変更等できません。選定後の事業計画の変更および事業の権利譲渡は認めません。

応募書類	応募書類一覧のとおり ※様式は、市ホームページに掲載しています。
応募受付期間	令和6年7月22日（月）～令和6年10月11日（金） 8:30～17:15（最終日は17:15までに必着のこと。） ※土、日、祝祭日を除く。
応募に対する質問	令和6年9月30日（月）17:15まで 別途様式（質問票）に質問を入力し、以下のアドレスまで電子メールで提出してください。 E-mail : kaigo@city.hirado.lg.jp ・審査選定内容や指定基準など法令等により確認できる事項、他の応募者に関する情報等の質問には、お答えできません。 ・回答等は公平を期すために応募予定者全員に周知すべきであるものとし、市ホームページ上に公開します。
提出部数	正本1部、写し7部の合計8部 ※提出された応募書類は、いずれも返却いたしません。
提出先	〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3 平戸市福祉部長寿介護課介護保険班 TEL : 0950-22-9134 FAX : 0950-22-4421

<p>作成上の注意</p>	<p>〈正本・副本共通〉</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 書類の大きさは原則A4サイズとすること。 ② A4サイズのフラットファイルに左綴じとすること。 ③ 函面はA3サイズとし、A4サイズにたたんで綴じること。 ④ 書類ごとに合紙（白色無地の紙）を挟み、その合紙に番号と文字表記のインデックスをつけること。（番号・文字表記は応募書類一覧とあわせること。） ⑤ 表紙及び合紙以外にページ番号（通し番号）をつけること。 ⑥ 文字の大きさは原則明朝体11ポイントとすること。 ⑦ すべての提出書類について、簡易にコピー対応できるよう、書類の一部を「ホッチキス留」等しないこと。 <p>＜正本のみ＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ①⑧ 表紙・背表紙に「令和7年度開設分 平戸市地域密着型サービス事業者応募書類」及び「法人名」を記載すること。 ②⑨ 参考資料としてパンフレット類を添付する場合は、正本のみに添付すること。 ⑩ 原本証明は、正本のみ行うこと。 <p>＜副本のみ＞</p> <ol style="list-style-type: none"> ① フラットファイルの表紙・背表紙に「令和7年度開設分 平戸市地域密着型サービス事業者応募書類」を記載すること。 ② 法人名が特定できないよう、法人名・施設名・個人名・ロゴマーク、印等が記載されている書類については黒マジック等で塗抹すること。（フラットファイルの表紙等についても法人名等を使用しない。）
---------------	--

(応募書類の綴じ方の参考例)



<応募書類一覧>

No	書類名	様式	備考
1	公募申込書	様式1	※2～7を添付書類とする
2	定款	任意様式	最新のもの
3	法人登記簿謄本	法定様式	応募申込日前3か月以内に発行されたもの
4	決算書等	任意様式	直近1年間のもの
5	介護保険法第78条の2第4項各号、第115条の12第2項各号に該当しないことを誓約する書面	様式2	
6	法人概要	任意様式	イ 事業経歴・実績 ロ 事業者の概要（パンフレット等でも可） ハ 現在運営している施設または事業に関する資料
7	事業予定の土地、建物に関する権利関係が確認できる書類	A、Bのいずれかの書類	A 土地・建物登記簿謄本写し B 売買契約書（仮契約書）の写し 又は売買に関する合意書の写し
8	事業計画書	様式3	
	①理念・基本方針	任意様式	介護サービス事業を行うにあたっての理念・基本方針等 ※運営規定（案）等があれば添付
	②事業スケジュール	任意様式	開設までの日程表及び施設整備工程表
	③基本計画図面等	任意様式	事業予定所在地、事業規模（利用定員等）、施設床面積、施設平面図・立面図等
	④工事費概算見積書	任意様式	工事にかかる現時点での概算見積書
	⑤本事業の収支計画書	様式4 様式4-2	施設整備に係る収支計画書
	⑥今後3か年の資金収支計画書	様式4-3	初年度、2年目、3年目の資金収支計画書

No	書類名	様式	備考
	⑦利用料金の設定表	任意様式	法定の利用料金のほか、居住費・食費等自己負担相当分についても明記してください。
	⑧社会福祉法人現況報告書	様式5 ①～③	既設の法人に関する調書
	⑨職員配置計画	任意様式	予定職員配置体制について イ 資格、経験 ロ 雇用形態 ハ 研修体制（採用時、従事後） ニ 配置人員（職種、時間ごとの配置） ホ 勤務表
	⑩衛生管理	任意様式	感染症の予防体制等について
	⑪事故防止・安全対策	任意様式	イ 対応体制、保険等について ロ 防火対策について
	⑫苦情処理	任意様式	苦情処理体制等について
9	周辺地図	任意様式	建設予定地周辺地図（案内図）
10	現況写真	—	少なくとも4方向から撮影したもの
11	関係機関との協議経過	様式6	県、市等の関係機関との協議経過等について
12	地元説明会開催状況調書、 利害関係者・関係団体説明状況調書	様式7 様式7-2	建設予定地周辺自治会及び利害関係者への説明会開催状況について
13 ※1	同意書	様式7-3 様式7-4	施設整備に関する関係者等からの同意書
14	給排水処理計画書 道路利用計画	様式8 様式9	給排水や道路利用に係る計画について
15	アピールポイント（ハード面、 サービス面）	任意様式	ハード面、サービス面において、アピールしたい点をA4サイズで1～2枚にまとめること。

※1 同意書について、受付期間内に提出ができない場合は、受付期間終了後のプレゼンテーション審査（令和6年11月中旬開催予定）までに提出すること。その際、追加で説明等を行った場合については、説明会開催状況調書（様式7-1）、利害関係者・関係団体説明状況調書（様式7-2）も併せて提出すること。

7 禁止・欠格事項

- (1) 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市の実施するプレゼンテーション審査等において虚偽の説明等を行った場合は、応募を無効とします。
- (2) 事業者選定の働きかけを行うなどの目的のために、応募者又はその関係者が直接又は間接的に市職員、選定委員会の委員等の本件関係者に接触を図った場合においても、応募を無効とします。
- (3) 応募期間終了後において応募者が前記の応募要件などを満たさなくなった場合は、応募を無効とします。
- (4) 選定後において開発許可が得られない場合や今回の応募内容に重要な変更が生じた場合は、選定を取り消す場合があります。
- (5) 応募者が、建設用地の土地利用制限などについて関係部署・機関と協議を行っていないと確認された場合には、失格とすることがあります。
- (6) 平戸市建設工事暴力団対策要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者またはこれらの者と密接な交際のある者は一切応募できません。また、公募期間終了後にこれらの者の応募、事業への関与が判明した場合は、審査を行うことなく失格とします。
- (7) その他、市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと選定委員会が判断した場合には、市の調査・確認を経た上で失格とします。

本公募に関する問い合わせ先

平戸市福祉部長寿介護課介護保険班

〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508 番地 3

TEL : 0950-22-9134 FAX : 0950-22-4421

E-mail : kaigo@city.hirado.lg.jp